

ファクトシート 7 - 患者の権利

Mental Health Act 2000 (精神保健法。以下『Act』)では、以下により患者の権利を規定しています：

- 強制力の行使において保護手段を提供する
- 患者に影響を与える決定事項については患者を参加させる
- 独立機関による強制治療の定期調査を必ず行う

患者の権利はどこで制定されるのですか？

Act は、国連の定める精神疾患をもつ人びとの保護と精神保健ケアの改善指針 (*United Nations Principles for the Protection of Persons with a Mental Illness and for the Improvement of Mental Health Care*) に準拠しています。これらの指針は、精神疾患を患っている人の権利を保護するものです。

さらに Act は、精神保健サービスの国家基準 (*National Standards for Mental Health Services*) にも準拠しています。

Act のどこに患者の権利が記されていますか？

患者の権利は、Act 全体に亘り、各重要箇所に記されています。ここで特記すべき箇所は以下の通りです：

- Act を支える原理について記されている第 1 章
- 精神保健調査裁定機関 (*Mental Health Review Tribunal* 以下『裁定機関』) による患者の調査について記されている第 6 章と第 12 章
- 患者の具体的な権利について記されている第 9 章

権利の宣言書 (*statement of rights*) とは何ですか？

Act では、精神保健局長官が強制患者の権利に関する宣言書を提出しなければならない、と定めています。この宣言書は、すべての精神保健施設の目立つ場所に掲示し、以下の情報を記されていなければなりません：

- 患者と代理人の権利
- 苦情申し立ての権利と申し立て方法

患者の入院時に **権利の宣言書**のコピーを患者に渡されなければなりません。**権利の宣言書**は、患者が理解できるようにわかりやすく患者本人に説明されなければなりません。

患者の重要な権利とは何ですか？

- **情報を知る権利**

患者は以下の事項について、可能な限り通知されなければなりません：

- 評価書類が有効となったことと、それが患者にとってどのような意味を持つかについて
- **強制治療命令 (involuntary treatment order)** が発令されたことと、その命令の種類
- 医師が **強制治療命令**を発令した理由
- **治療計画 (treatment plan)** と治療内容の詳細、および **治療計画の変更**

Act ではさらに、患者が精神保健調査裁定機関 (Mental Health Review Tribunal) と精神保健裁判所 (Mental Health Court) の決定に関する情報 (決定理由を含む) を入手できることも規定しています。裁定機関や裁判所が、健康上または安全上の理由から、患者に対する情報の公開を禁止または制限する機密命令を発令した場合はこの限りではありません。

- **代理人を選択する権利**

強制患者には、自分の代理人を選ぶ権利があります。代理人の役割は、患者が Act に基づいた評価、拘留、治療に関する患者の意思、希望、関心を表明する際に援助することです。

患者は自分の代理人 (例：信頼できる親類または友人) を選定、または代理人を不要とすることを選択できます。(疾患などにより) 患者が代理人を選定できない場合は、病院の担当者が患者の代理人を選定します。

代理人は：

- 患者の強制入所に関する通知を受ける
- 患者に適用される調査と治療申請に関する通知を受ける
- 患者を援助するため、裁定機関での公聴会に出席できる

- 強制治療命令下にある患者の代理人として裁定機関に申し立てを行うことができる

患者の保護者または弁護士も、評価、治療、調査における重要時には通知を受けます。

- **保健医や法律顧問と面談する権利**

強制患者は、適時にいつでも担当保健医や法律顧問の面会を受けることができます。

- **地域訪問官に懸念を提起する権利**

すべての患者には、地域訪問官に、いかなる懸念も提起する権利があります。成人保護局 (The Office of the Adult Guardian) では、このプログラムを後見管理法 2000 (*Guardianship and Administration Act 2000*) に基づき、成人向けに運営しています。児童未成年者保護局 (The Office of the Commission for Children and Young People and Child Guardian) では、このプログラムを児童未成年者法 2000 (*Commission for Children and Young People Act 2000*) に基づいて運営しています。

- **強制治療の定期調査を受ける権利**

強制治療を受けている患者は、認定精神科医による定期調査を受けなければなりません。

Act ではさらに、強制患者は独立機関である精神保健調査裁定機関 (Mental Health Review Tribunal) による調査を受けなければならない、と定めています。ファクトシート 6 - 精神保健調査裁定機関をご参照ください。裁定機関の決定に対する異議は精神保健裁判所 (Mental Health Court) に申し立てることができます。

詳細は下記までお問い合わせください

Mental Health Act Liaison Officer
Mental Health Branch
Queensland Health
GPO Box 48
BRISBANE Q 4001

電話 : 1800 989 451 または 07 3234 0417

Eメール : mha2000@health.qld.gov.au

ウェブサイト : www.health.qld.gov.au/mha2000